

賠償責任サポート

動産サポートの対象機械のレンタル機械使用中において第三者へ損害を与え、法的に損害賠償請求が発生した際、その賠償金をサポートいたします。

サポート内容		お客様負担金
対人・対物賠償	最高 1億円	30万円(対人: 0円)

◆サポート対象事故

《注意1》お客様において同様の保険に加入されている場合、お客様の保険を優先させていただきます。

《注意2》人身事故の場合、労災保険を適用しない場合、サポートできません。

また、労災保険を適用する場合でも、労災保険、労災上乗せ保険（傷害保険等）を優先させていただきます。

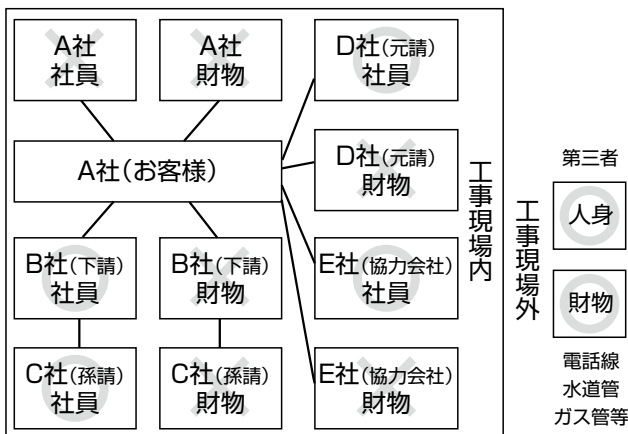
《注意3》示談につきましては、必ず弊社とご相談の上、お客様が進めていただきます。

弊社へ届出無しに示談された場合、サポートできない場合がございます。

～サポート対象事故例～

1. 油圧ショベルを操作中に、通行人に接触し、重傷を負わせてしまった。
2. 油圧ショベルで旋回中、誤って第三者の自動車にバケットをぶつけ破損させてしまった。
3. ブルドーザーで作業中、操作を誤って下請け人にケガを負わせてしまった。
4. 油圧ショベルにて掘削し、誤って地中の水道管を破損してしまった。（工事対象物は対象外）
5. クレーンで旋回中、誤って電線に触れ、切断してしまった。

賠償責任サポートの適用範囲解説



◆サポート対象外事故 ※「Catレンタル九州サポート制度共通免責規定」参照。

1. 機械の性能を超える操作によって発生した損害。
2. 賠償責任サポートにて取り決めている賠償額を超える分の損害。
3. 事故を起こした人と死傷した被害者が父母・配偶者・子供・同居の親族・会社同僚の場合。
4. 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害。
※ 加入者が他のレンタル会社から借入した機械も使用・管理する財物となる為、サポート対象外となります。
5. 同じ現場に従事する他社の財物を破損した場合。（他社の自動車を破損した等）
6. 加入者の請負っている工事対象物そのものの損害。（建築中の建物を破損した等）
7. 加入者が元請会社等から工事を行う上で支給された資材等に与えた損害。
8. 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う、
イ) 土地の沈下・隆起・移動・振動または土砂崩れによる土地の工作物（収容物等含む）
植物及び土地の損壊について負担する損害賠償責任。
ロ) 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入による地上の構築物、その収容物
もしくは土地の損壊について負担する損害賠償責任。
9. ナンバープレートが付いていない建設機械等での公道自走中の事故。
10. 法令違反によって生じた損害。
11. お客様の機械に弊社がレンタルするアタッチメントを装着して事故が起きた場合の損害。

◆サポート対象外事故例

1. 油圧ショベルで作業中、誤ってオペレーターと同じ会社の社員をケガさせてしまった。
2. ブルドーザーで作業中、誤って自社の発電機にぶつかり破損させてしまった。
3. 強風によりハウスが転倒し、第三者の車が破損してしまった。
4. 油圧ショベルで公道を自走中、車と衝突し、相手の車が大破してしまった。
5. 油圧ショベルが転倒し、作業現場前のレストランの入口をふさいでしまい、休業損害を求められた。
6. 油圧ショベルで下請けのダンプに残土の積み込みを行っていた際、誤ってダンプのボディを破損させてしまった。